

# 請 願 審 査 資 料

令和 2 年請願第 23 号

安心、安全な少人数学級を実現することについて

令和 3 年 7 月 26 日

教育委員会

## 1 請願事項

- ・ 35 人以下学級の実施に伴い、現在各学校に配置されている専科等の教員数を減らすことがないように、学級増に必要な教員は正規の教員を新たに配置すること。
- ・ 将来に向けて 3 密が避けられるようにするため、35 人以下学級を単年度だけの措置にしないこと。
- ・ 早急に 20 人程度の学級編制に移行すること。

## 2 国の動向

小中学校の学級編制の標準については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（以下「義務標準法」という。）により、小学校 1 年生は 35 人以下、それ以外の学年は 40 人以下と定められていたが、令和 3 年 3 月 31 日に改正義務標準法が成立し、きめ細やかな指導体制と安全・安心な教育環境を整備するため、小学校の全学年について、学級編制の標準を令和 3 年度から 5 年間かけて、学年進行で 35 人に引き下げることとされた。

なお、中学校については、国の「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において、今後検討することとされている。

## 3 福岡市立学校の学級編制と 35 人以下学級の取組

福岡市立の小中学校に係る学級編制については、小学校 1 年生から 4 年生までは 35 人以下、中学校 1 年生は学校の選択による 35 人以下、その他の学年は 40 人以下としている。

なお、令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない中、文部科学省が示す「学校の新しい生活様式」を踏まえ、教室内における身体的距離を確保し、すべての子どもたちが安全・安心に教育を受けることができるよう、暫定的に小中学校全学年で 35 人以下学級を実施しているもの。

【参考】35人以下学級についての取組の経緯

- ・平成16年度 希望校で試験実施（小学校1年3校、小学校2年1校）
- ・平成17年度 小学校1年で本格実施
- ・平成18年度 小学校2年で拡大実施
- ・平成19年度 小学校3年で拡大実施
- ・平成21年度 中学校1年で学校の選択により実施
- ・平成22年度 小学校4年で拡大実施
- （・令和3年度 小中学校全学年で暫定的に実施）

#### 4 請願に対する考え方

小中学校の教職員の任用経費については、義務標準法で定める学級編制及び教職員定数の標準を踏まえ、義務教育費国庫負担法に基づき国が負担することとされており、学校教育の一層の充実を図るため、引き続き国に対して、学級編制の標準の改定及び教職員定数の改善を要望していく。

また、福岡市では新型コロナウイルスへの対応として、令和3年度は暫定的に小中学校の全学年で35人以下学級を実施しているところであり、4年度以降の対応については、国の動向や新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえるとともに、取組の教育効果を検証した上で、総合的に検討していく。